

固定資産評価審査申出をすることができる事項

納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服となります。

審査申出をすることができる方

固定資産税の納税者

※共有者は単独で審査の申出をすることができます。

審査申出の期間

固定資産の価格等の登録についての公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までの間です。

審査申出の方法

審査申出書を作成し、「審査申出物件所在地の略図」等を添付し提出してください。詳細は、固定資産評価審査委員会（監査委員事務局内）までお問合せください。